

# 指定地域相談支援

# 重要事項説明書

社会福祉法人 椿福社会

障がい児者生活支援センターひまわり

当事業所は大阪市の指定を受けています

第2739200067号(2013年4月1日指定)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定並びに「障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業

の人員及び運営に関する基準」第7条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービス

の内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者

に対して説明するものです。

## 1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 椿福社会
法人の所在地	大阪市鶴見区茨田大宮2-2-25
法人の電話番号	06-6911-1002
法人のFAX番号	06-6911-1006
法人の代表者	理事長 高部 真実
法人の設立年月日	1993年3月31日

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	障がい児者生活支援センターひまわり (指定地域相談支援)
事業所の所在地	大阪市鶴見区茨田大宮2-2-25
事業所の電話番号	06-6913-3377

じぎょうしょ ふあつくすばんごう 事業所のFAX番号	06-6913-0471
かんりしゃ 管理者	おおいし まりこ 大石 真理子
じぎょうしょ かいせつねんがっぴ 事業所の開設年月日	ねん がつ にち 2013年4月1日
じぎょう もくてき うんえいほうしん 事業の目的・運営方針	<p>1. 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定地域相談支援を利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うよう努めます。</p> <p>2. 区保健福祉センター、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善開発に努めるものとする。</p> <p>3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めます。</p> <p>4. 自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にもその改善を図ります。</p> <p>5. 関係法令等を遵守します。</p>

### 3. 事業所の職員体制

しよくしゆ 職種	にんずう 人数	きんむけいたい 勤務形態	しかく 資格
かんりしゃ 管理者	ひとり 1人	じょうきん けんむ 常勤・兼務	かいご支援専門員、 かいご福祉士
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員・ ちいきこうしえん 地域移行支援・ ちいきていやくしえん 地域定着支援に じゅうじ もの 従事する者	にん 2人	じょうきん けんむ にん 常勤・兼務 (1人)  ひじょうきん けんむ にん 非常勤・兼務 (1人)	かいご福祉士 (2人)

#### 4. 職員しよくいんの職務内容しよくむないよう

職員 <small>しよくしゆ</small> 種	職務内容 <small>しよくむないよう</small>
<p>かんりしや 管理者</p>	<p>職員<small>しよくいん</small>の管理<small>かんり</small>、指定地域相談支援<small>していちいきそうだんしえん</small>の利用<small>りよう</small>の申込み<small>もうしこ</small>に係る調整<small>かかわ</small>、業務<small>ちようせい</small>の 実施<small>ぎようむ</small>状況<small>じっしじようきよう</small>の把握<small>はあく</small>その他の管理<small>た</small>を一元的<small>かんり</small>に行います。また、職員<small>いちげんてき</small>に 関係<small>おこな</small> 法令等<small>しよくいん</small>の規定<small>かんけい</small>を遵守<small>ほうれいとう</small>させるため必要な指揮命令<small>きてい</small>を行います。 ほうれいとう</p>
<p>ちいきいこうしえん 地域移行支援・地 いきていやくしえん 域定着支援に じゆうじ 従事する者</p>	<p>日常生活全般<small>にちじようせい</small>に関する相談<small>かつぜんばん</small>、地域移行支援計画<small>かん</small>及び地域定着支援台 帳<small>ちいきいこうしえん</small>の作成<small>ちよう</small>及びその他の指定地域相談支援<small>さくせいおよ</small>に関する業務<small>た</small>を行う。 しえん 【基本相談支援】障害者等<small>きほんそうだんしえん</small>からの相談<small>しょうがいしやとう</small>に応じ、情報<small>そうだん</small>の提供等<small>おう</small>を行い、 しちようそん 市町村や障害福祉サービス事業者等<small>しょうがいふくし</small>との連絡調整<small>じぎょうしやとう</small>を行います。 れんらくちようせい 【指定地域移行支援】障害者支援施設や精神科病院等<small>しえていちいきいこうしえん</small>にいる障害者<small>しょうがいしや</small> が、地域<small>ちいき</small>における生活<small>せいかつ</small>に移行<small>いこう</small>するための活動<small>かつどう</small>に関する相談<small>かん</small>その他の支援<small>そうだん</small> ほかに 【指定地域定着支援】居宅<small>しえていちいきいやくしえん</small>において単身<small>きたく</small>で生活する障害者等<small>たんしん</small>との常時 れんらくたいせい の連絡体制<small>かくほ</small>を確保<small>きんきゆう</small>し、緊急<small>じたい</small>の事態<small>たいしやとう</small>への対処等<small>おこな</small>を行います。 たいしやとう</p>

#### 5. 事業所じぎょうしょの営業日えいぎやうび及び営業時間えいぎやうじかん

<p>えいぎやうび 営業日</p>	<p>げつようび 月曜日<small>どようび</small>から土曜日<small>こくみん</small>までとなります。ただし、国民の祝日<small>しゆくじつ</small>、第2・4 のぞ 土曜日<small>どようび</small>、8/12～8/16、12/29～1/3は除きます。</p>
<p>えいぎやうじかん 営業時間</p>	<p>ごぜんじ 午前10時から午後6時までとなります。</p>
<p>た その他</p>	<p>じようき 上記<small>えいぎやうび</small>の営業日<small>えいぎやうじかん</small>、営業時間<small>りようしや</small>のほか、利用者<small>ひとりぐ</small>の1人暮らし<small>む</small>に向けた たいけんてき 体験的な宿泊<small>しゆくはく</small>や緊急<small>きんきゆう</small>の事態<small>じたい</small>への対処等<small>たいしやとう</small>を行うため、利用者<small>おこな</small>との りようしや 常時<small>じゆうじ</small>の連絡体制<small>れんらくたいせい</small>を確保<small>かくほ</small>して対応<small>たいおう</small>します。</p>

#### 6. 通常つうじようの事業の実施地域じぎやう

<p>おおさかしつるみく 大阪市鶴見区</p>
-----------------------------

## 7. 主たる対象者

- ・身体障がい者（肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害）
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者
- ・難病対象者

## 8. 指定地域移行支援の提供方法及び内容

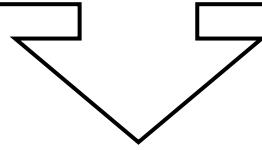
(1) 地域移行支援計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認します。その上で、利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討します。

支援内容の検討結果を基に、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。

しょうがいしゃしえんせつ せいしんかびょういんとう たんとうしゃとう しょうしゅう ちいきいこうしえんけいかく  
 障がい者支援施設や精神科病院等における担当者等を招集して地域移行支援計画の  
 さくせい かかわ かいぎ かいさい ちいきいこうしえんけいかく げんあん ないよう いけん もと  
 作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。



ちいきいこうしえんけいかく げんあん ないよう りようしゃまた かぞく たい せつめい ぶんしょ  
 地域移行支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書によ  
 り利用者の同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

(2) ちいきいこうしえんけいかく もと つぎ ていきょう  
 地域移行支援計画を基に、次のサービスを提供します。

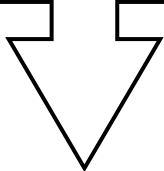
<p>そうだんおよ えんじょ          相談及び援助</p>	<p>りようしゃ めんせつ りようしゃ しんしん じょうきょうとう かくにん うえ りようしゃ          利用者に面接し、利用者の心身の状況等を確認した上で、利用者          がちいき せいかつ いこう かつどう かん そうだん てきせつ          地域における生活に移行するための活動に関する相談に適切に          おう しょうがいしゃしえんせつ せいしんかびょういん がいしゅつ          応じるとともに、障がい者支援施設や精神科病院からの外出に          どうこう ひつよう しえん おこな          同行し、必要な支援を行います。          めんせつまた どうこう しえん おおむ しゅうかん かいおこな          ※面接又は同行による支援は、概ね1週間に1回行うものとし、          すく かげつ かいおこな          少なくとも、1ヶ月に2回行います。</p>
<p>しょうがいふくし          障害福祉サービス          じぎょう たいけんてき りよう          事業の体験的な利用</p>	<p>りようしゃ しんしん じょうきょうとう おう ちいき せいかつ いこう          利用者の心身の状況等に応じて、地域における生活に移行するた          めのしょうがいふくし せいかつかいご じりつくんれん しゅうろういこうしえんまた          め障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は          しゅうろうけいぞくしえん たいけんてき りよう おこな          就労継続支援）の体験的な利用を行います。</p>
<p>ひとりぐ む          1人暮らしに向けた          たいけんてき しゅくはく          体験的な宿泊</p>	<p>りようしゃ しんしん じょうきょうとう おう りようしゃ じょうじ れんらくたいせい          利用者の心身の状況等に応じて、利用者との常時の連絡体制を          かくほ ちいき せいかつ いこう たんしん せいかつ          確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に          む たいけんてき しゅくはく おこな          向けた体験的な宿泊を行います。</p>

## 9. していちいきていちゃくしえん ていきょうほうほうおよ ないよう 9. 指定地域定着支援の提供方法及び内容

ちいきていちゃくしえんだいちょう さくせい  
 (1) 地域定着支援台帳を作成します。

だいちょうさくせい なが  
 【台帳作成までの流れ】

利用者<sup>りようしゃ</sup>に面接<sup>めんせつ</sup>して、利用者<sup>りようしゃ</sup>の心身<sup>しんしん</sup>の状況<sup>じょうきょう</sup>、その置かれて<sup>お</sup>いる環境<sup>かんきょう</sup>及び日常生活<sup>にちじょうせい</sup>全般<sup>ぜんぱん</sup>の状況<sup>じょうきょう</sup>等<sup>とう</sup>を確認<sup>かくにん</sup>します。その上<sup>うえ</sup>で、利用者<sup>りようしゃ</sup>が地域<sup>ちいき</sup>において日常生活<sup>にちじょうせい</sup>を営む<sup>いとな</sup>上<sup>うえ</sup>での課題<sup>かだい</sup>等<sup>とう</sup>の把握<sup>はあく</sup>を行い、障害<sup>しょうがい</sup>の特性<sup>とくせい</sup>に起因<sup>きん</sup>して生じた<sup>しょう</sup>緊急<sup>きんきゅう</sup>の事態<sup>じたい</sup>等に、相談<sup>そうだん</sup>その他の支援<sup>たしえん</sup>を適切<sup>てきせつ</sup>に行<sup>おこな</sup>えるよう備<sup>そな</sup>えます。



支援<sup>しえん</sup>内容<sup>ないよう</sup>の検討<sup>けんとう</sup>結果<sup>けつこ</sup>を基<sup>もと</sup>に、利用者<sup>りようしゃ</sup>の心身<sup>しんしん</sup>の状況<sup>じょうきょう</sup>、その置かれて<sup>お</sup>いる環境<sup>かんきょう</sup>、緊急時<sup>きんきゅうじ</sup>において必要<sup>ひつよう</sup>となる家族<sup>かぞく</sup>、利用者<sup>りようしゃ</sup>が利用<sup>りよう</sup>する指定<sup>してい</sup>障害福祉<sup>しょうがいふくし</sup>サービス事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>等<sup>とう</sup>、医療<sup>いりょう</sup>機関<sup>きかん</sup>等<sup>とう</sup>の関係<sup>かんけい</sup>機関<sup>きかん</sup>の連絡<sup>れんらく</sup>先<sup>さき</sup>その他の利用者<sup>りようしゃ</sup>に関する情報<sup>じょうほう</sup>を記載<sup>きさい</sup>した地域<sup>ちいき</sup>定着<sup>ていちゃく</sup>支援<sup>しえん</sup>の台帳<sup>だいちょう</sup>を作成<sup>さくせい</sup>します。

(2) 地域定着支援台帳<sup>ちいきていちゃくしえんだいちょう</sup>を基<sup>もと</sup>に、次<sup>つぎ</sup>のサービスを提供<sup>ていきょう</sup>します。

<p>常時<sup>じょうじ</sup>の連絡<sup>れんらく</sup>体制<sup>たいせい</sup> の確保<sup>かくほ</sup>等<sup>とう</sup></p>	<p>利用者<sup>りようしゃ</sup>の心身<sup>しんしん</sup>の状況<sup>じょうきょう</sup>及び障害<sup>しょうがい</sup>の特性<sup>とくせい</sup>等<sup>とう</sup>に応<sup>おう</sup>じ、適切<sup>てきせつ</sup>な方法<sup>ほうほう</sup>により、利用者<sup>りようしゃ</sup>との常時<sup>じょうじ</sup>の連絡<sup>れんらく</sup>体制<sup>たいせい</sup>を確保<sup>かくほ</sup>します。また、利用者<sup>りようしゃ</sup>の居宅<sup>きたく</sup>への訪問<sup>ほうもん</sup>等<sup>とう</sup>を行<sup>おこな</sup>い、利用者<sup>りようしゃ</sup>の状況<sup>じょうきょう</sup>を把握<sup>はあく</sup>します。</p>
<p>緊急<sup>きんきゅう</sup>の事態<sup>じたい</sup>への 対応<sup>たいしょう</sup>等<sup>とう</sup></p>	<p>緊急<sup>きんきゅう</sup>の事態<sup>じたい</sup>が生じた<sup>しょう</sup>場合には、速<sup>すみ</sup>やかに利用者<sup>りようしゃ</sup>の居宅<sup>きたく</sup>への訪問<sup>ほうもん</sup>等<sup>とう</sup>による状況<sup>じょうきょう</sup>把握<sup>はあく</sup>を行<sup>おこな</sup>い、利用者<sup>りようしゃ</sup>の家族<sup>かぞく</sup>、利用者<sup>りようしゃ</sup>の利用<sup>りよう</sup>する障害福祉<sup>しょうがいふくし</sup>サービス事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>等<sup>とう</sup>その他の関係<sup>かんけい</sup>機関<sup>きかん</sup>との連絡<sup>れんらく</sup>調整<sup>ちようせい</sup>、緊急<sup>きんきゅう</sup>の場合<sup>ばあい</sup>における一時的<sup>いちじてき</sup>な滞在<sup>たいざい</sup>による支援<sup>しえん</sup>等<sup>とう</sup>の措置<sup>そち</sup>を講<sup>こう</sup>じます。</p>

## 10. 利用料金<sup>りようりょうきん</sup>

<p>地域<sup>ちいき</sup>相談<sup>さうだん</sup>支援<sup>しえん</sup> 利用<sup>りよう</sup>料<sup>りょう</sup></p>	<p>厚生労働<sup>こうせいろうどう</sup>大臣<sup>だいじん</sup>が定める<sup>さだ</sup>基準<sup>きじゆん</sup>額<sup>がく</sup>を支給<sup>しきゅう</sup>決定<sup>けつてい</sup>市町村<sup>しちやうそん</sup>から介護<sup>かいご</sup>給付<sup>きふ</sup>費額<sup>ひがく</sup>を受領<sup>じゅりょう</sup>する場合<sup>ばあい</sup>（法定<sup>ほうてい</sup>代理<sup>だいり</sup>受領<sup>じゅりょう</sup>）は、ご契約<sup>けいやく</sup>者<sup>しゃ</sup>の自己<sup>じ</sup>負担<sup>ふたん</sup>はありません。なお、代理<sup>だいり</sup>受領<sup>じゅりょう</sup>した利用<sup>りよう</sup>料<sup>りょう</sup>の額<sup>がく</sup>については、利用者<sup>りようしゃ</sup>に通知<sup>つうち</sup>します。</p>
--	--

<p>こうつうひ 交通費</p>	<p>りようしゃ きぼう つうじょう じぎょう じっしちいきがい ちいき しょう しゃ          利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の障がい者          にゆうしょせつ せいしんかびょういんとう ほうもん していちいきそうだんしえん ていきょう さい          入所施設や精神科病院等を訪問して指定地域相談支援を提供した際に          は、必要な交通費の実費をいただきます。</p>
<p>た ひよう その他の費用</p>	<p>りようしゃ じじょう ひつよう しこうひんとう じっぴ ふたん          利用者の事情により必要となる嗜好品等の実費をご負担いただくことが          あります。その際は、別途、前もって説明を行い、利用者の同意をいた          だきます。</p>

## 11. 利用料金の支払方法

こうつうひおよ た ひよう しはら つど しはら  
 交通費及びその他の費用の支払いは、その都度お支払ください。

## 12. 緊急時対応について

(1) していちいきそうだんしえん ていきょうちゆう りようしゃ びようじょう きゅうへん しょう ばあい ほかひつよう  
 指定地域相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要  
 ばあい すみ しゅじい れんらく おこな どう ひつよう そち こう りようしゃ  
 な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者  
 してい れんらくさき れんらく  
 があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

(2) じょうきがい きんきゅうじ りようしゃ びようじょう きゅうへん しょう ばあい ほかひつよう  
 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な  
 ばあい れんらく う さい りようしゃ じょうたい おう ひつよう たいおう おこな  
 場合に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

## 13. 事故発生時の損害賠償について

りようしゃ たい していちいきそうだんしえん ていきょう じ こ はっせい ばあい りようしゃ かぞくどう  
 利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等  
 れんらく おこな ひつよう そち こう しゅひぎむ いはん ばあい どうよう  
 に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。守秘義務に違反した場合も同様とします。

りようしゃ たい していちいきそうだんしえん ていきょう ばいしょう じ こ はっせい ばあい  
 また、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合  
 ほうりつじょう そんがい ばいしょう そんがい はっせい りようしゃ こい  
 は、法律上の損害を賠償をいたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意

また かしつ みと ばあい じぎょうしゃ そんがいばいしょうせきにん げん ばあい  
 又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 14. 苦情を受け付けるための窓口

### 【本事業所の苦情窓口】

まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者	そうだんし えんせんもんいん たのうえ えみこ 相談支援専門員 田上 恵美子
くじょうかいけつせきにしや 苦情解決責任者	かんりしや おおいし まりこ 管理者 大石 真理子
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日～金曜日までとなります。ただし、 <small>こくみん しゅくじつ</small> 国民の祝日、8/12～8/16、 12/29～1/3 は除きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん 午前10時から <small>ごご</small> 午後4時までとなります。
でんわばんごう 電話番号	06-6913-3377
ふあつくすばんごう FAX番号	06-6913-0471

### 【第三者委員】

しめい 氏名	くわな かずお 桑名 一夫
でんわばんごう 電話番号	06-6913-3053
じゅうしょ 住所	大阪市鶴見区茨田大宮3-3-5-107

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は大阪府社会福祉協

議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

おおさかしつるみくほけんふくし 大阪市鶴見区保健福祉センター		ほけんふくしかししょうがいしゃしえんたんどう 保健福祉課障がい者支援担当	
しよざいち 所在地	おおさかしつるみくよこづつみ 大阪市鶴見区横堤5-4-19		
うけつけび じかん 受付日・時間	げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで		
でんわばんごう 電話番号	06-6915-9857		
ふあつくすばんごう FAX番号	06-6913-6237		



おおさかふしやかいふくしきょうぎかい うんえいてきせいかいじんかい <b>大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会</b>	
しょざいち <b>所在地</b>	おおさかしちゅうおうくたにまち おおさかふしやかいふくしかいかん かい <b>大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階</b>
うけつけび じかん <b>受付日・時間</b>	げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ <b>月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで</b>
でんわばんごう <b>電話番号</b>	<b>06-6191-3130</b>
ふあつくすばんごう <b>FAX番号</b>	<b>06-6191-5660</b>

**【苦情解決の体制及び手順】**

くじょうかいけつ たいせいおよ てじゆん  
**苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて、**  
 ほうもん じっし じょうきょう き と じじょう かくにん おこな りようしゃ たちば こうりよ じじつ  
**訪問を実施し、状況の聴き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実**  
 かんけい とくてい しんちょう おこな そうだんたんとうしゃ はあく じょうきょう かんりしゃ けんどう  
**関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を**  
 おこな とうめんおよ こんご たいおう けつてい たいおうないよう もと ひつよう おう かんけいしゃ れんらく  
**行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡**  
 ちょうせい おこな りようしゃ たいおうほうほう ふく けつかほうこく おこな  
**調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。**

**15. 虐待の防止のための措置**

ぎやくたいぼうしうけつけまどぐち <b>虐待防止受付窓口</b>	そうだんしえんせんもんいん たのうえ えみ こ <b>相談支援専門員 田上 恵美子</b>
ぎやくたいぼうしせきにんしゃ <b>虐待防止責任者</b>	かんりしゃ おおいし まり こ <b>管理者 大石 真理子</b>
うけつけび <b>受付日</b>	げつようび きんようび <b>月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、8/12～8/16、12/29～1/3は除きます。</b>
うけつけじかん <b>受付時間</b>	ごぜん ごご じ <b>午前10時から午後4時までとなります。</b>
でんわばんごう <b>電話番号</b>	<b>06-6913-3377</b>
ふあつくすばんごう <b>FAX番号</b>	<b>06-6913-0471</b>

ほんじぎょうしょ りようしゃ じんけんようご ぎやくたい ぼうしどう しょうがいしゃぎやくたいぼうし しょうがいしゃ  
**本事業所では、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者**  
 ようごしゃ たい とう かんするほうりつ へいせい ねん がつ にちほうりつだい ごう もと ぎやくたい  
**の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の**

そうきはつけんならびくにちほうこうきょうだんたいこうせさくきょうりよくつとかき  
早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の  
たいさくこう  
対策を講じます。

- (1) ぎやくたい ぼうし かん せきにしや せんてい  
虐待の防止に関する責任者の選定をします
- (2) ぎやくたい う おも しょう がい はっけん ばあい しちょうそん つうほう  
虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、市町村に通報します
- (3) せいねんこうけんせいど りよう しえん  
成年後見制度の利用を支援します
- (4) くじょうかいけつたいせい せいび  
苦情解決体制を整備しています
- (5) しょくいん たい ぎやくたい ぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう じっし けんしゅう つう  
職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて  
しょくいん じんけんいしき こうじょう ちしき ぎじゆつ こうじょう つと  
職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めています
- (6) しょくいん りようしゃとう けんりようご と く かんきょう せいび つと  
職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めています

## 16. サービスの提供の記録や情報の管理、開示について

- (1) していちいきそうだんしえん じっし ていきょうび ないようとう きろく していちいきそうだんしえん  
指定地域相談支援の実施ごとに、その提供日、内容等を記録し、指定地域相談支援  
ていきょう しゅうりようじ りようしゃ かくにん う  
提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後  
ひか りようしゃ こうふ  
は、その控えを利用者に交付します。
- (2) ちいきいこうしえんけいかく りようしゃ かん しちょうそん つうち かか きろく りようしゃ くじょう  
地域移行支援計画、利用者に関する市町村への通知に係る記録、利用者からの苦情  
ないようとう きろく じこ じょうきょうおよ じこ さい と しょち きろく せいび  
の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録を整備し  
ます。
- (3) きろく ちいきそうだんしえんかんけつ ひ ねんかんぼぞん りようしゃ じぎょうしゃ  
これらの記録は地域相談支援完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に  
たいしてぼぞん ていきょうきろく えつらんおよ ふくしゃぶつ こうふ せいきゆう  
対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができ  
ます。(複写等にかかる費用は実費をご負担いただきます。)
- (4) じぎょうしゃ そうだんしえんせんもんいん していそうだんしえん ていきょう し え  
事業者または相談支援専門員は、指定相談支援を提供するうえで知り得た  
けいやくしゃおよ かぞくとう かん じこう せいとう りゆう だいさんしゃ ろうえい  
ご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。  
しゅひぎむ  
(守秘義務)

- (5) 指定地域相談支援を提供するうえで知り得た事項をサービス担当者会議等に使用する<sup>しやう</sup>場合<sup>ばあい</sup>、あらかじめご契約者<sup>けいやくしゃ</sup>又はその家族<sup>かぞく</sup>に使用する<sup>しやう</sup>旨<sup>むね</sup>の同意<sup>どうい</sup>を、文書<sup>ぶんしょ</sup>により<sup>いただ</sup>頂<sup>き</sup>ます。(使用同意<sup>しやうどうい</sup>)

17. 指定地域相談支援提供開始が可能な年月日 ねん がつ にち

ねん がつ にち  
年 月 日

していちいきそうだんしえん ていきょう りようしゃ たい けいやくしょおよ ほんしよめん もと じゅうよう  
指定地域相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要  
な事項の説明を行いました。

じぎょうしゃ  
事業者

しよざいち  
(所在地)

おおさかしつるみくまったおおみや  
大阪市鶴見区茨田大宮2-2-25

めいしよ  
(名称)

しよ じしやせいかつしえん  
障がい児者生活支援センターひまわり

だいひようしゃ  
(代表者)

かんりしゃ おおいし まりこ いん  
管理者 大石 真理子 印

せつめいしやしよくめい  
(説明者職名)

そうだんしえんせんもんいん  
相談支援専門員 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ していちいきそうだんしえん じゅうようじこウ せつめい う  
私は、本書面に基づいて事業者から指定地域相談支援の重要事項の説明を受けました。

りようしゃ  
利用者

じゅうしよ  
住所

しめい  
氏名

いん  
印

だいひつしゃ  
代筆者

じゅうしよ  
住所

しめい  
氏名

いん  
印

つづきがら  
続柄

だいにん  
代理人

じゅうしよ  
住所

しめい  
氏名

いん  
印

つづきがら  
続柄